

補助金に関するお知らせ

財産処分、仕入控除税額

補助金に関するお知らせ

- 各種補助金を受けられた場合、当該補助金の交付要綱に従い、受けられた額から返還金が生じる場合があります。
- 返還が生じる事例としては、
 - 補助要件を満たしていないことが発覚した場合
 - 財産処分に該当する場合
 - 仕入控除税額が発生した場合
- など、様々な場合が想定されます。
- 補助を受けられる場合には、交付要綱を必ず事前にご熟読いただき、返還金が発生する場合については、ご対応頂きますようお願ひいたします。

財産処分について

財産処分について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条等の規定に基づき、補助金等を受けて整備した財産の処分については一定の制限が有ります。

財産処分には転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄の種類がありますので、以下の島根県ホームページに掲載の承認基準等をご確認いただき、
該当する場合は処分予定日の3月以上前にご相談ください。

【島根県ホームページ掲載場所】

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 助成制度
「財産処分の承認手続き（処分の3ヶ月以上前に事前にご相談ください）」

[URL]

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/

仕入控除税額について

仕入控除税額について

補助金を受けた場合で、交付要綱に仕入控除税額の報告を求められている場合は、
仕入控除税額の報告が必要となります。

過年度の補助金について、当課から報告の求めがあった場合は、速やかにご対応を
お願ひいたします。

提出物等の詳細はホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

【島根県ホームページ掲載場所】

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 助成制度
「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書の作成について」

[URL]

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/

仕入控除税額について (FAQ①)

Q1. 消費税の申告義務はないが、報告の必要はあるか。

A1. 免税事業者であっても、報告する必要があります。

Q2. 何を提出したらよいか。

A2. 返還金の有無で提出物が異なります。 (詳細は県ホームページを確認)

- ・返還がある場合⇒下記⑤を除く書類

- ・返還がない場合⇒下記①～③及び⑤の書類

①仕入控除税額報告書 (各種補助金の報告様式)

②提出書類確認シート

③消費税の確定申告書の写し (消費税の申告義務がない場合は不要)

④課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

⑤特定収入割合の計算過程が分かる書類(公益法人等で特定収入割合が5%超の場合)

⑥返還額計算シート

仕入控除税額について (FAQ②)

Q3. 何が課税売上、課税仕入に該当するのか分からぬ。

A3. 消費税の確定申告を行った税務署にご確認ください。

Q4. 返還額が生じた場合、いつまでに返還額を納付するのか。

A4. 年度ごと、補助事業ごとにそれぞれ期限を定めて納付依頼をしますので、各補助金担当へお問い合わせください。

その他、報告に関しては各補助金担当へお問い合わせください。

税額の計算等については税務署等へご相談ください。